平成28年11月28日第11回 定 例 会

会 議 録

妙見センター大 研 修 室

# 第11回枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日間 平成28年11月28日(月)

## 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件名	
1		会期について	
2	6 6	あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載について	
3	6 7	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について	
4	6 8	農地法第3条許可申請について	
5	6 9	農地法第4条許可申請について	
6	7 0	農地法第5条許可申請について	
7	7 1	農用地利用集積計画の調整について	

## 3. 会議日程

月	日	時 間	内容
			1. 開 会
			2. 会議録署名委員の指名
11月28日		3. 開 議	
	FW 1 11 00 1	4. 会期について 日程第1号	
	午後 1 時 30 分	5. 議案上程 日程第2号~日程第7号	
		6. 提案理由の説明,質疑	
		7. 討論, 表決	
			8. 閉 会
			9. 全員協議会

### 本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選·選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中村責郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中原敬彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑原和英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

### 本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 岩 廣 和 憲 主 幹 兼 農 地 係 長 駒 水 孝 広 農 地 係 参 事 補 前 原 光 博 議長 平成 28 年第 11 回農業委員会を本日招集しましたところ,出席委員 12 名で定 足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで, 委員会の会議録署名委員を指名いたします。

10番俵積田広昭委員,11番俵積田義信委員に、お願いいたします。

日程第1号,会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。 (異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に日程第2号,あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載についてを議題と いたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第66号あっせん譲受等候補者名簿への新規登載についてご説明申し上げます。

議案書は1ページになります。

名簿登録番号○○市 4 号,○○○○は○○市の茶専門型の認定農家で経営面積は 1,600 a でございます。

農業労働力は3名でございます。

以上は、担い手育成総合支援協議会の農業経営改善計画認定審査会において、 計画書が認定されたことに伴い、あっせん譲受等候補者名簿に新規登載するもの でございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

12番(瀬戸口委員) すいません、ちょっと教えてください。

今この方は○○市に在住しているわけですが、○○市でも枕崎市でも認定農家であるということですか。

それともう一点は、この経営形態というのは経営形態の作付面積は 1,600 a というのは、本市で所有している面積が 1,600 a ということですか、それとも○○市と枕崎市を合わせた分が 16,000 ということですか。

事務局 この方は、○○町の方にも認定を申請をして認定農家となっております。 そして、面積に付きましては、両市合計の面積でございます。 以上です。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第2号, あっせん譲受け等候補者名簿への新規登載の, ○○市登録番号4

号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第66号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第3号,農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを,議題といたします。

それでは、議案内容について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号議案第67号農地法第18条第6項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は2ページから3ページになります。大字,字,地番,地目,面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号100号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇

○○さんで、利用権設定をした者○○○○さんでございます。

整理番号 101 号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇

○○さんで、利用権設定をした者○○○○さんでございます。

整理番号 102 号は耕作者変更のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇

○○さんで、利用権設定をした者○○○○さんでございます。

整理番号 103 号は自作のための合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

内訳につきましては田が1筆で216 ㎡, 畑が5筆で3,532 ㎡でございます。 以上は農地法第18条第6項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号,農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についての,整理番号100号から整理番号103号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第67号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第4号,農地法第3条許可申請についてを,議題といたします。 それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件で所有権の移転に関する申請です。 整理番号17号 整理番号 17 号の申請地は、〇〇町〇〇番〇、畑、1,125 ㎡、〇〇町〇〇番、畑、861 ㎡、〇〇番、畑、975 ㎡、〇〇町〇〇番、畑、330 ㎡、〇〇番、畑、171 ㎡、〇〇番、畑、370 ㎡、〇〇番、畑、142 ㎡、合計 3,974 ㎡です。

譲渡人は、○○○○さん、無職、66歳、東京都○○市にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、農業、74歳、○○町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

整理番号17号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には 該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号17号の申請地については7~10ページに掲載してあります。

申請地は、○○公民館から1100mの範囲に点在しております。

続きまして、整理番号18号

整理番号 18 号の申請地は、〇〇町〇〇番〇、畑、581 ㎡、〇〇番〇、畑、318 ㎡、合計 899 ㎡です。

譲渡人は、○○○○さん、無職、87歳、○○町にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、農業、74歳、○○町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の姉にあたります。

整理番号18号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 18 号の申請地については 7 ページ, 10 ページに掲載してあります。申請地は、 $\bigcirc\bigcirc$ 町・ $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 」より、東側に隣接しております。

続きまして、整理番号19号

整理番号 19 号の申請地は、○○町○○番○、田、470 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、○○○○さん、地方公務員、57歳、○○町にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、自営兼業、65歳、○○町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号 19 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には 該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 19 号の申請地については 13 ページに掲載してあります。

申請地は, ○○町・○○○○から東側約 10mに位置します。

続きまして、整理番号20号

整理番号 20 号の申請地は、○○町○○番、畑、217 ㎡です。

譲渡人は、○○○○さん、無職、66歳、○○県にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、農業、48歳、○○町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号 20 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には 該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号20号の申請地については16ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇町・〇〇〇〇資材倉庫から南側 200mの〇〇〇〇内に位置します。

続きまして,整理番号21号

整理番号 21 号の申請地は、〇〇〇〇番、畑、951 ㎡、〇〇番〇、畑、4,639 ㎡、合計 5,590 ㎡です。

譲渡人は、○○○○さん、無職、53歳、東京都○○市にお住まいです。

譲受人は、○○○○さん、農業、49歳、○○町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の営農拡大ということであります。

整理番号21号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号21号の申請地については18・19ページに掲載してあります。

申請地は、○○中学校より東側 600mの○○畑かん地区内に位置します。

整理番号 17 号から 21 号においては、いづれも、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上報告を終わります。

議長 続きまして,地区担当委員から,現地調査の結果並びに補足説明をお願いい たします。

整理番号17号及び18号を、板敷委員お願いします

4番(板敷委員) 11月8日, 譲受人の夫○○○○さん立会いで, 整理番号 17 と 18 の合計 9 筆現地確認を行いました。

申請地○○町○○番○は、○○町○○○茶工場から南側 250mの畑かん地区に位置し、東は茶畑、西は道路、南と北は甘しょ収穫済の畑で、申請地はエンドウ豆を作付中です。

権利取得後も甘しょ畑として利用する計画で、問題のない申請ではないかと思います。

申請地〇〇町〇〇番は、申請地〇〇と一体で耕作されています。

申請地の東は畑、西は道路、南は畑、北も畑で、甘しょ収穫済です。

申請地は〇〇町で〇〇〇〇から北へ300mくらいのところです。

権利取得後も甘しょ畑として利用する計画で、問題のない申請ではないかと思います。

同じく申請地〇〇は、〇〇と一体で〇〇〇〇から北へ300mくらいのところです。

甘しょ収穫済です。

申請地東は道路、西は畑、南はエンドウ豆畑、北は不耕作地です。

権利取得後も甘しょ畑として利用する計画で,問題のない申請ではないかと思います。

申請地〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇は一体で、〇〇町〇〇〇〇東側境界から

100mくらい東に位置し、ススキや葛で原野化した不耕作地です。

申請地東は山林、西は畑ですが山林化、西は山林、北はカヤ畑となっております。

権利取得後はできれば開墾して甘しょ畑として利用したいといっていました。 やむを得ない申請ではないかと思います。

次に整理番号18について報告いたします。

申請地○○町○○は、○○町○○○○敷地の東側境界のすぐ東隣で甘しょ畑です。

昨年3月までは譲受人が耕作していましたが、その後は認定農業者が耕作しています。

申請地東と西は道、南は畑で甘しょ収穫済、北はミカン畑です。

これは認定農業者ということで、立会人は農業委員会からは畑をあげないようにと言われましたということでした。

それから申請地○○町○○は,同じく○○○<u></u>

敷地東側のすぐ隣でミカン畑です。

申請地の東と西は道、南は甘しょ畑、北は畑で甘しょ収穫済です。

権利取得後もいままでどおり耕作管理するとのことで,問題のない申請ではないかと思います。

以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号19号を、城森委員お願いします

8番(城森委員)整理番号19号について報告いたします。

11月14日譲受人奥さんの○○○○さん立会いのもと現地調査を行いました。申請地は○○○○から東側10mに位置しています。

申請地は、譲渡人が管理している草地の田んぼであり、東側は河川、西側は水路、南側は譲受人が管理している草地の田んぼで、北側が田んぼになります。

取得後は水田として利用するとのことであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な確保に支障は生じないと考えられ、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 続きまして、整理番号20号を、桑原委員お願いします

9番(桑原委員)整理番号20号について報告いたします。

11月の12日,譲受人〇〇〇〇氏立会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は○○集落の花きの認定農業者です。

申請地は〇〇町の花き団地内に位置し、東側は道路、西側は山林、北側は農業 用倉庫、南側は花きハウスでありますが不耕作となっております。

権利取得後は花きの苗畑として作付を行う計画であり,本件の権利取得により, 周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと 考えられ,問題のない申請ではないかと思われます。 以上です。

- 議長 整理番号 21 号を, 俵積田義信委員お願いします
- 11番(俵積田義信委員)整理番号21号について報告いたします。

調査日は 11 月の 15 日,立会人は申請者の $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$   $\bigcirc$  たん。お茶の農家であります。

場所は○○○○から○○を○○の方へ約 500mくらい行った畑かん地区内の ところに位置しています。

面積は約5,590 m<sup>2</sup>。

甘しょと一部茶が植栽されております。

2筆になっておりますが1区画であります。

東側と西側は市道, 北側は甘しょ畑, 南側は茶畑であります。

購入後もお茶を継続して栽培するということで,問題のない申請であると思います。

終わります。

- 議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。
- 12番(瀬戸口委員)整理番号17について伺いたいんですが、地番の○○、○○、○○、

○○の4筆は,筆界未定地の表示になっていますが,筆界未定地の表示になっている中で譲渡人は同一人物であります。

この書き方についておかしいんじゃないかなと思ってるんですが、なんなら筆 界未定であるということはこの4筆にそれぞれの土地所有者が存在しており、そ のことによって境界が確定できなかったので、筆界未定地となっているんじゃな いですか。

事務局 ○○町この筆界未定地ですけども,○○番から○○までが筆界未定地になっております。

○○から○○までが同一所有者で、○○番と○○番は別の所有者となっているようでございます。

したがいまして今回はですね,○○から○○の土地の所有者が譲渡したいということでなっておりますので,今回はこの部分につきましては○○と○○は今までの所有者が残るということになります。

以上です。

12番(瀬戸口委員)であれば確定していない土地について、3条申請を受けていいんですか。

後日問題が発生はしないんですか。

議案書の 10 ページのこの 4-68-17 のこのかっこの中には $\bigcirc\bigcirc$ ,  $\bigcirc\bigcirc$ のAさん 20,  $\bigcirc\bigcirc$ ,  $\bigcirc\bigcirc$ ,  $\bigcirc\bigcirc$ のBさんの二人の土地所有者がいるということですよね。

その中でAとBが筆界争いをしている中で、このBさんの主張している土地の境界を信じて我々はそれを認定していいんですか。

- 13 番 (畑野委員) ○○がAさん, ○○がBさん, あと○○から○○がCさんということですが,この中でちょうど境界にあたるBさんとCさんの境界がはっきりしてれば判断ができますけれども,そのはっきりしたあれがなければちょっと承認できませんよね。
- 7番(沖園委員)確認ですけど、この網をかぶせたこの○○から○○の中に○○と○○ が入っているんですか。

事務局 入ってます。

7番(沖園委員) これはもう当然 12番が指摘したように非常に問題がある案件だと思います。

議長 みなさん意見は他にございませんか。 この件は一応保留にして、新たにまたやりましょうか。 保留ということでよろしいでしょうか。

13番(畑野委員)全体が保留ですね、17号自体が。

議長 17 号が保留と。

13番(畑野委員)○○のここだけじゃなくてですね。

- 議長 名義が同じ人が 17 号と 18 号とですけども, 17 号だけ保留ということでよろ しいでしょうか。
- 12番(瀬戸口委員)今この整理番号17には、地籍図①、②、③に示している3つの土地の3条許可申請が出されているわけですから、その中の私は③の○○、○○、○○のこの件について指摘をしたわけで、①、②についてはやっぱりこの検討案件に関係ないことですから①、②については審議をしたらどうなんですか。
- 議長 今意見が出ましたけどもこの〇〇,〇〇,〇〇,〇〇を保留としまして,他 を審議するとのことでよいですか。
- 事務局 整理番号 17 号が、問題の点はこの○○町のだけなんですが、○○町、○○町 合わせて申請になっておりますので、今回部分的に許可というのがどうかという ことなんでございますけども、そこにつきましてはまたご審議の方お願いいたします。
- 議長 ただ今事務局から説明がありました,同じ案件でこの17号の番が出てるということで,これだけ,この4地番だけ保留ということはおかしいんじゃないかということですので,これは整理番号17号だけの問題としたらどうでしょうか。保留ということで。

よろしいでしょうか。

- 3番(駒水委員)この○○,○○,○○だけはいいんじゃないですか。
- 事務局 整理番号 17 号ですが、同一申請できておりますので、先ほど確認しましたの は部分的な許可ができるのかどうかというところのご審議ということであります。

以上です。

議長 今事務局から説明がございました17号において申請がなされておりますこの

全体がひとつの申請になっているということで,この部分的なものがいいものか どうか,みなさん,いかがなものでしょうか。

7番(沖園委員)反対にお聞きしたいんですが、事務局の方で取り扱い的に可能なのか 可能でないのかということですよ。

それをこっちにふってもわからんわけですから。

事務局 申請的にですね,一部協議をする申請でありますので,ここにつきましては 保留がよろしいのかなと思います。

再度また申請人とも確認いたしまして,不足の条件が確認した上でもう一度上 程できるのであれば上程したいと思っております。

以上です。

7番(沖園委員)事務上の問題になってきますよね。

それを法的に可能かどうかというその根拠があればいいわけですよ。

それはどうなんですか、事務局としては。

その根拠があればしてもいいわけですから。

根拠があるかないかというのを今お聞きしているんです。

11番(俵積田義信委員)同一人物というのことでいいんじゃないの,○○○○さんが譲受人で○○○○さんが譲渡人ということで一括になってますよね。

理由としてはそれでいんじゃないですか。

- 7番(沖園委員) 我々の素人で判断ができない部分ですから、根拠があるかないかと、 法的に、そこを確認せんと我々も判断できないということじゃないですか。
- 事務局 判断ができないということで、整理番号 17 号を全部保留にしたいということ でよろしいでしょうか。
- 7番 (沖園委員) 特段我々はそれでいいんですけど、今後またこういったことがありうるので、ちゃんと事務局としては整理をしておくべきだと指摘しておきます。
- 議長 他にございませんか。
- 12番(瀬戸口委員)2点ほど質問したいと思います。

まず、整理番号 21 番のこの譲受人の方は認定農家ではないのですか。 あれば本人に有利な経営基盤強化法で対応した方が本人の利益になると思う んですが。

事務局 21 号ですよね。○○○○さん。

○○さんは認定農家ではございません。

会社はですね、お茶農家の○○というのは認定農家になってるんですけども、個人と法人が別物という捉えをしてますので、ここは基盤法のことも最初は検討したんですが、認定農家でないということで3条申請になっております。

12番(瀬戸口委員)わかりました。

もう1点、整理番号19の件についてお尋ねいたします。

ここの申請地周辺では、以前水路と土地の関係でトラブルが発生した件がありますが、今回の申請されています土地については、水路と田んぼの境界は明確に

なっているんですか。

事務局 この農地につきましては、〇〇〇〇さんの所有でありますので、地籍調査の結果、その方が確認して、お父さんになりますけど確認して、境界が明確になっている土地と考えております。

12番(瀬戸口委員)わかりました。

議長 他にございませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

無いようですので、質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号,農地法第3条許可申請の整理番号17号を保留とし,整理番号18号から21号については,事務局の説明及び,地区担当委員の報告のとおり,許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第68号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第5号,農地法第4条許可申請についてを,議題といたします。 それでは,まず議案内容について,事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は3件です。

整理番号15号

整理番号15号の申請地は〇〇町〇〇番,畑,162 m<sup>2</sup>です。

申請人は○○○○さん、無職です。

転用目的は駐車場です。

申請事由は、「隣接する長男家族宅の車置場が不足していることから、申請地を駐車場として整備し、利用するため。」とのことです。

申請地は、22ページに掲載してあります。

○○町・○○○○より北西側約 110mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m以内に位置する孤立した農地で「市街地近接農地」に該当し、第2種農地と判断します。

計画内容は、軽自動車2台、普通自動車3台、2トントラック1台分の駐車場です。

計画面積は162㎡で問題のないものと思われます。

申請地の北側及び西側は宅地、その外周囲は道であり、隣接する農地はありません。

駐車場への転用にあたり、整地及び砂利等敷設しており、境界には、ブロック 積及び擁壁を施してあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。 また、建物を建築しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。 雨水については自然流下及び南側水路を経て、南側側溝へ放流します。

本件申請地は、申請人が事前に、整地し、駐車場として整備していたもので、今年、8月に実施された農地パトロール調査におきまして、無断転用が判明したことから、当農業委員会指導により、今回、追認により許可を得ようするものです。

なお、申請人より「平成28年7月から、駐車場として利用しておりましたが、申請が事後なりましたことを反省します。」との顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画,資金調達計画も適正であり,周囲の土地にこれまでも,被害を及ぼしたこともないため,無断転用でありますが,やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号16号

整理番号 16 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、411 m<sup>2</sup>です。

申請人は〇〇〇〇さん、無職です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、住んでいる家を子供達に譲り、故郷である枕崎に夫婦で居住するため、申請地に住宅を新築したい。」とのことです。

申請地は、24ページに掲載してあります。

国道〇〇号線沿い〇〇町・〇〇〇〇倉庫より西側 70mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため、第1種農地と判断されますが、申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね50m以内に既存住宅が7戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

転用目的は一般住宅で,農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は411 m<sup>2</sup>で問題ないものと思われます。

申請地の北側は道, 西側は水路, 東側及び南側は畑です。

一般住宅転用にあたり、現況のまま、境界には、 擁壁及びブロック積みを施し、 周辺へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は高さ6mの平屋であり、農地境界より4m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。また、農地所有者からも同意を得ているとのことです。

雨水については、自然流下及び北側・側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は合併浄化槽で処理後北側市道・側溝に排水する予定です。

そのほか被害防除計画,資金調達計画も適正であり,やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号17号

整理番号 17 号の申請地は○○町○○番,畑,490 ㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、会社役員です。

転用目的は貸駐車場です。

申請事由は、「申請人が代表を務める茶卸・販売会社の車置場が手狭になった

ことから、申請地を来客用及び従業員の駐車場として、会社に貸し付けるため。」 とのことです。

申請地は、13ページに掲載してあります。3条整理番号19号と同じ図面に示しております。

国道○○号線沿い○○町・お茶の○○より北東側 20mに位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため,第1種農地と判断されますが,申請地周辺には住宅が点在しており、申請地の概ね50m以内に既存住宅が5戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

転用目的は、駐車場で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は、普通自動車6台分及び2tトラック1台分の駐車場です。

計画面積は490㎡で問題のないものと思われます。

申請地の北側及び西側は道、東側は雑種地、南側は里道を介して畑です。

駐車場への転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には、ブロック積を 施し、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

また,建物を建築しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。 雨水については,集水枡及び自然流下より北側側溝へ放流します。

なお,車の出入りは,東側にコンクリート舗装によるスロープを設けて,おこないます。

本件申請地は、申請人が事前に、整地し、駐車場として整備していたもので、今年、8月に実施された農地パトロール調査におきまして、無断転用が判明したことから、当農業委員会指導により、今回、追認により許可を得ようとするものです。

なお、申請人より「平成25年1月に、駐車場として整備しておりましたが、申請が事後なりましたことを反省します。」との顛末書が添付されております。

そのほか被害防除計画も適正であり、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用でありますが、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きまして、調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。

整理番号15号及び16号を駒水委員お願いします。

3番(駒水委員)整理番号15号について報告いたします。

転用目的は駐車場です。

今月17日,事務局の前原さん,板敷さん,私,案内人の○○○○さん立会いのもと,調査いたしました。

申請地は〇〇町〇〇番地です。

隣接する長男の駐車場として利用するとのことです。

周りは宅地, 市道であり, 雨水・排水は南側側溝に排水するとのことです。

周りに農地が無いので、やむを得ない申請かと思われます。

続いて、整理番号16号について報告いたします。

転用目的は一般住宅です。

17日,○○○○さんの立会いのもと調査しました。

申請地は〇〇町〇〇番地です。

現在は耕作されていないような畑で、耕作されていなくてカヤが生えていました。

東側は畑, 南側は畑, 北側は市道で, 西側は水路。

雨水排水、生活排水は北側の市道側溝へ排水するとのことです。

隣接の畑に耕作地に支障が無い程度のところに住宅を建築するということで、 やむを得ない申請かと思われます。以上です。

議長 整理番号 17 号を、板敷委員お願いします。

4番(板敷委員)整理番号17号について報告します。

同じく11月の17日に申請人立会いで事務局の前原さん,駒水委員,私と3人で現地確認を行いました。

申請地は○○町○○で、国道○○号線沿いのお茶の○○の東隣になります。

申請地北側は側溝を挟んで国道,北東側は〇〇〇〇の雑種地,南東側は畑で2 筆ですが,西側1筆は不耕作地,南西側は道路です。

転用目的は駐車場ですが、現状は砂利を敷いて駐車場になっていました。

雨水は北側と西側に貯め枡を設けて国道側側溝へ流し,南西側出入り口の傾斜面は砂利が流出しないようコンクリート舗装をし,畑との境界にはブロック積みを施す計画で,やむを得ない申請ではないかと思います。

以上、報告を終わります。

議長 只今の事務局の説明及び調査員の報告に対し、質疑・意見はありませんか。 (質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第5号,農地法第4条許可申請の,整理番号15号から17号については,報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第69号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第6号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は2件で、所有権の移転に関する申請が2件です。

整理番号40号

整理番号 40 号の申請地は○○町○○番,畑,1321 ㎡です。

譲受人は〇〇〇〇さん、鰹節製造業です。

譲渡人は○○○○さん, 教員です。

転用目的は倉庫・コンテナ置場・干場です。

申請事由は、「現在、申請人が経営する鰹節製造用の倉庫、資材置場、天日干場が手狭になったことから、申請地を取得し、利用するため。」とのことです。

申請地は28ページに掲載してあります。

○○中学校より南側約 120mに位置します。

農地の区分は10ha以上の集団性があるため,第1種農地と判断されますが,申請地周辺には住宅が点在しており,申請地の55m以内に既存住宅が5戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが、適地が見つからずにやむを得ず申請地を倉庫・コンテナ置場・干場の候補地としており、致し方のない申請ではないかと思われます。 転用目的は倉庫・コンテナ置場・干場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は倉庫1棟・コンテナ置場・天日干場,車輌通路の設置です。

申請地の北側は道, 西側は転用許可地, 東側は畑です。

倉庫・コンテナ置場・干場転用にあたり、現況のまま、コンクリート舗装をおこないますが、東側の農地境界にはブロック積みを設け、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は高さは3.7mの平屋であり、農地境界より2m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。また、隣地の農地所有者からも承諾を得ているとのことです。

雨水は雨水枡より北側市道側溝へ排水します。

そのほか被害防除計画,資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号41号

整理番号41号の申請地は○○町○○番,田,573㎡です。

譲受人は〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん,土木・建設・運送業です。 譲渡人は〇〇〇〇さん,団体職員です。

転用目的は事務所及び作業場敷地です。

申請事由は、「現在の事務所及び作業場が手狭になっており、大型車輌の通行も困難であることから、移転を計画しており、敷地の一部として取得するため。」とのことです。

なお、現在の自社敷地の近くに、小学校・中学校があり、スクールゾーンを通行しなければならず不便を生じているため、今回、国道沿いに位置する利便性の良い申請地を取得し、隣接する土地と一体で、5年間までに、事業所を移転したいとのことです。

今回,譲渡人より,早急に所有権の移転を要望していることから,敷地の一部でありますが、申請するものであります。

計画内容は事務所及び作業場敷地,約 10000 ㎡に,事務所及び倉庫,自動車整備工場,自社車輌給油施設,トラック・重機置場,洗車場及び駐車場の整備であり、申請地は主に、洗車場区画となる予定です。

申請地は、30ページに掲載してあります。

○○町・○○○○給油所より、北側 90mに位置します。

現在,不耕作の田であり,申請地の北側は道,東側及び南側は田,西側は雑種地です。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.1h a の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第2種農地と判断します。

代替地も検討しましたが,適地が見つからずにやむを得ず申請地を事務所及び 作業場敷地の候補地としており,致し方のない申請ではないかと思われます。

計画面積は573㎡で問題のないものと思われます。

事務所及び作業場敷地への転用にあたり、1.7m程度の盛土の造成をおこないますが、周囲にはブロック積み及び擁壁を設置し、土砂、雨水が流出しないよう措置します。

洗車場区画の整備であることから,工作物もなく,境界より3m以上控えて整備し,周辺農地の日照通風等支障を及ぼさないよう措置する計画です。

雨水については、敷地内に側溝を設置し、北側・既存水路へ放流により処理する計画です。

当受益区域である○○地区水利組合からは,周囲農地に迷惑をかけないこと, 工事着工の際は十分協議し,了解を得るなどの意見書が添付されております。

なお,隣接する土地の取得におきましても,所有者及び関係部局との交渉及び 協議が進められており,整い次第,速やかに手続きを行うとのことです。

そのほか被害防除計画,資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きまして、調査結果について、調査員の報告をお願いいたします。 整理番号 40 号から 41 号までを、駒水委員お願いします。

3番(駒水委員)整理番号40号について報告いたします。

転用目的は倉庫・コンテナ置き場・鰹節干し場です。

17日,本人立会いのもと調査を行いました。

申請地は〇〇町〇〇番地です。

農地の区分は2種農地です。

現在申請人が経営する鰹節製造のための倉庫・資材置場が手狭になったので、申請地を取得して利用するとのことです。

雨水・排水、被害防除計画も適正に出されており、申請地の西側は自己所有の 土地であり、周辺への同意も取られており、やむを得ない申請かと思われます。 続いて、整理番号 41 号について報告します。

転用目的は事務所及び作業場,洗車場などを作る計画で,申請者は○○○○株式会社です。

現在の場所が手狭になり、どうしても移転するということで、5年計画くらい で現地に作業場を作るそうです。

農地の区分は2種農地で、現在は耕作されていませんでした。

被害防除計画も適正に出されていると思われ,致し方ない申請かと思われます。 以上です。

議長 只今の事務局の説明及び調査員の報告に対し、質疑・意見はありませんか。

7番 (沖園委員) 整理番号 41 号,以前調査した箇所なんですけど,当時保留しておったところなんですよね。

ここの今報告があったような雨水対策,土砂流出対策等,擁壁等で対応するということだったんですけど,非常に無駄な工事になるんじゃないかと,こういった事業計画を持っているんであればですね。

ということで保留した経緯があるんですよね。

そうすると、ここに〇〇地区水利組合等が一応意見書みたいなのがついてるというような報告だったんですけど、ここに里道、そしてまた水路があるんですが、また鉄道敷地跡地の枕崎市、全体的な移転計画、この点については隣接する農地が2筆ほど残ってるんですが、こういった方々は同意書かなんかとってるんですか。

事務局 確かに雑種地, 里道, 水路ですね, その点につきましては関係部局や土地の 所有者等と今協議を進めてる段階であります。

実際に取得交渉が隣接する土地等がですね,正式に決まった時点でここは開発 行為も伴うところでございますので,その観点から全体的に視野を捉えた中で同 意書等というのも当然必要になってくるところであると思われます。

今のところ,現在部分的な申請ではありますので,今そこまでは至ってないと ころです。

7番(沖園委員)結局時点での指摘が、使用許可済み、これ何番地になってます、その 北側のやつですよね、里道を挟んで。

ここも最初の計画通りに処置していないというような状況下で、水路との境界等にもなんら対策を取ってなかったんですけど、そういうことになりえないようにちゃんとした事業計画をたてて下さいと言う保留だったんですよね。

そしてまた今回も同じような、全然隣等の同意書が無い中で同じ申請がなされたというふうに見受けるんですけど、この事業計画そのものを点線で囲ってあるんですけど、これ当事者等は、関係部局って言われたんですけど、個人ですから、そういう当事者等は十分承知の上で今こういう計画を立ててるんです。

自分達だけで勝手にこういう囲ってあっても計画は計画にならんとじゃないですか。

これ点線は誰がうったの。

事務局 これは申請人のほうで事業計画,全体計画ということで,申請書の中に添付されてきております。

当然市の雑種地とかですね,里道・水路等については事前に関係部局と打ち合わせをしてどのように届を出していいかという指導は受けてるようであります。 取得状況については,全部を取得していない状況でですね,その時点が整い次 第開発行為の届けと同時にこの農地等の申請も上げる予定だということで,その時点で隣接する境界の隣接する農地とかそういったところにも承諾を交わすということで聞いておりますけど。

- 7番 (沖園委員) あの時点では、結局、例えば○○ですか、そして○○、農地ですから そこに当然土砂流出防止とか水路への影響とかそういったものを含めて、工事を 対策を立てないといけないと、だけど無駄な工事になりますよと、ちゃんと周辺 同意を取った上で計画を出し直したほうがいいんじゃないかという指摘だった と思うんですよね、その当時はね、すると今回はこの○○とか○○、これは、こ れも同意は取ってないの。
- 事務局 今回その土地については交渉中ということで、整い次第そういった申請になるかと思われます。

実際,5年間までに事業計画をするということでございましたので,造成等もですね,その隣接する敷地内の事業地の農地が取得でき次第造成にかかると思われます。

ですのでこの部分だけを造成してするという方法はとらないとは思われますけども。

以上です。

7番(沖園委員)ただ農業委員会の今こういう審査の中で、報告は対策を取りますという報告の中で我々はそれを認定するかどうかということですよね。

そうするとそれは取得の目途がたった時点でというようなことになっていく と,認定の我々の審議そのものが無意味なものになっていくと。

そうすると極端な例になるかもしれんけど、これはいいことなんですよ、事業 者育成という意味では、非常にこういった計画があるということは、我々として も推奨しないといけない部分もあるんですけど、ただ農地の取り扱い、そういっ た部分になって、例えばこの極端な言い方をしますと、将来的に自分はこういっ た計画を持っておって、それが虫食い状態にあっちこっち先行取得をしていって、 ということも考えられるわけですよ、こういったやり方をしてるとな。

ですから、その辺の事業計画そのものが確かなものなのかどうかというのは同意書しかないですよね。

そこを取ってるか取ってないかということは大事なことだと思いますよ。

今回申請人の譲渡人のこの方はそれは早く売りたいのかもしれない。

だけどその判断基準となれば、先ほど言った2筆のこの農地の方々、あるいは周りの方々、関係部局、枕崎市のことを言われてると思うんですけど、ここはいいかもしれんけど、はたしてそれならこの〇〇さんという人はずっと周りを囲ってるけどこの人の同意はどうなのかと、いうことまで含めて慎重に審査をしていかないと、最終的に責任が来るのはどこかっていえば農業委員会ですよ。

それを認定するかしないかということで、まあこれはもう本当にこの事業者に とっては非常に大事な部分なんですけど、ただその回りの同意があれば私もこん なには言わないと思います。

- 事務局 この事業計画は、この〇〇さん以外は、この〇〇さん一人でありまして、今 用地交渉中ということで、その方と話をしてるということで、他は全部一回で決まるということで、この真ん中の部分を先にお願いしたいということでしてる部分であります。
- 7番(沖園委員)だから大事だと思うんですよ。

今交渉中なんでしょ、○○さんと。

それは交渉は成立せんかもしれんとですよ。

そういうこともありうるわけだから、まあ成立するでしょうこんだけなれば。 ただ現況的に見たときに、だから先ほどから言う同意書だけは取った方がいい んじゃないですかと、今の時点で。

ということですよ。

同意書取るといっても市と○○さんだけですよね。

通ってるからちゃんとしなさいよと言ったらすると言ったんだけど,こういう 同意が無かったもんだから。

- 事務局 同意といわれるのは、この2筆の雑種地の売るという同意ということですか、 例えば枕崎市は。
- 7番(沖園委員)当然市と行政と当事者,申請人とはなんらかの接触があって交渉して ることだろうからそれはそれでいいんですけど,そういう交渉過程のものはやは り慎重に取り扱うべきであると。

それと、一番大事なのは用水路の関係、里道の関係等もありますし、当然用水路、里道になれば関係部局払い下げの手続き等も必要でもありますし、一番はその個人の、名前を挙げていいのかな、この〇〇さん、この人の同意が無い以上は軽々に、我々は判断できないんじゃないですか。

○○さんがそういった水路も里道も利用している、現況はですよ。

でもう前提で,全部変えるんだという前提で今申請が上がってるんですからほら。

それは5年先のことであると。

であればこの申請どおりそういう対策をとらせなすまんと今で我々が認定するんであれば、土砂流出防止、それはとらせないかんと思いますよ。

今のこの時点で我々が認定するんであれば。

ちょっとそれは無駄な工事になりますよということで前回は保留にしたと,だったと思いますよ,そういった取り扱い。

9番(桑原委員)今沖園委員が言ったとおりちょっと前私も一緒に前の段階で調査した ところなんですけど、そのときにはまあ一応総体的にしたほうがいいんじゃない かということであのとき保留になったような状況なんです。

以上です。

議長 他にありませんか。

事務局ないですか。

- 11番(俵積田義信委員)7番委員の言われる同意というのは、○○○○の事業に対する同意という意味ですか。
- 7番(沖園委員)この周囲はずっと水路がまだ生きていると,里道も生きていると,で あればそれに対する受益者,権利者がいると。

だから○○地区水利組合の方から意見書が添付されてるんでしょ。

生きてる農地であると。

そうすると安易にその農地をば農業委員会が認定するんであれば、ちゃんとした土砂流出防止等を対策を立てないといけないと。

そのもとによって認定しないといけないと。

であれば将来的にここに一体的に開発行為をする計画をもってらっしゃるわけですから、無駄なことになりますよということで保留したんですよね、前回。

当然里道,水路,市から払い下げを受けんなすまん地区であると,そうすると さっき意見書がついてるように水路は生きてると,○○の支所の方にずっと水路 は生きてるということで慎重にしたほうがいいですよということだったんです けどね。

まあこれはこの全体計画はこの事業者のほうで着手できれば非常に市として もメリットのある,市の経済的にも産業的にもメリットのある計画なんですけど, ただ農業委員会として安易にそれを認定するかしないかということじゃなかろ うかなと。

だから同意だけちゃんと、意見書がついておって、まあ結局その里道そういった部分もちゃんとして手続きを踏まえたうえで判断しないと、今交渉中である5ヵ年計画先のものをば、我々が今この時点で認定するのかしないのかということを今、ただ慎重論を私言ってるんですけどね。

全然前回と変わらない申請になってるもんですから。

全然変わってないよ。

ただ自分達で線をこう囲ってきただけでしょ、はっきり言えば。

これは私の意見ですから、委員の皆さんがよければもうそれでいいんじゃないですか。

議長 他に意見はございませんか。

皆さんの意見を,一回申請が出されたところなんですね。

- 8番(城森委員)私も経過がわからないので聞きたいんですが,前回はいつだったのか, それと先ほど説明の中で急ぐ様子があるからこれを認めて欲しいという説明が ありましたが,急ぐ必要性というかその辺のところがあるんだったらその点を 2 点をもう一回ききたいんですが。
- 事務局 前回というか、8月頃に申請があったところでございます。

現地調査をそれを受けて現地調査を行ったところでありますけども、そのとき 沖園委員と桑原委員とで現地を見てもらったところであります。

その時点で部分的な申請ということで、全体的な構想がみえないし、周囲の土地の取得状況とかそういったものも申請人がそこに立会いをされたんですけども、曖昧であったので、全体的な計画を立てて全体で申請をしてくださいという指摘をしたところでありました。

それを受けまして一応その時点では保留案件ということで総会にもまだ上程 までいかなかったところです。

で、先月の申請時点でですね、一応まあ全体計画というか見取り図的なものができまして、それをもとに先ほど述べました譲受人、譲渡人がどうしても取得、譲渡を進めたいという要望があり、なにとぞ部分的な申請を認めていただきたいという申請人側からの要請がありましたのでそれを受けまして今回5年計画でやるという中期的な計画でありますけども、その中での申請ということで、農業委員会の審議を受けたいとのことで、上程したところであります。

なので隣接する土地とかですね、そういったところにつきましてはまだ合意等 が完全にはできてない状況です。

以上です。

議長 議長が話をするのはどうかと思いますけども、さっきやはり今の私もよく○ ○中学校の裏の事務所のあそこを通るんですよ、そうするとやっぱり大型が通って非常に危ないということでもう先々何年も言ってることです、危ないからと言ってしてある土地を通されるとさっき説明がありましたけど、部分的ならいいだろうとかなんとかいろいろ出てますけども、やはりこれもやっぱり申請人の○○ ○○さんの計画的なものが具体的に出ていればこんな問題は出ないと思います。今沖園委員が言われました、具体的に何年でどこをどうしますとか、そういう面が出てないもんだからこういう結果になるんじゃないかと思います。

まあいろいろそういうことを思ったりしました。

7番(沖園委員)結局その計画そのものはこういった計画じゃないと思うんですよね。 これはまあ自分達の都合がいいと言えばちょっと語弊があるかもしれんです けど、その計画じゃなくて、例えば将来的にこれを活用するんだという、当然北 隣等には申請者が保有してる土地があるわけですよね。

そこに進入するためにはどうしても人の土地に踏み込むことになるわけです よね,国道から人の土地へ踏み込まなければならなくなると。 そうすると踏み込まなくてはならないこの今の今回申請地をばそういう活用するんであれば、既にそういう計画があるんであれば、当然そこに進入するところも同意が必要であるでしょうし、そういったのが事業計画じゃないんですかね。それとせめてこの計画内にある農地の2筆だけは同意を貰わんなすまんでしょ、将来的にここ埋め立てて開発するというわけですから。

そういう事業計画で申請がなされてるわけですから、その隣接する農地、それ だけは必要。

○○○○さんの意向そのものはこの場では我々は審査する必要はないと思うんですよ、その情実的な部分はな。

そこは抜きにして農業委員会として判断していかないと、農業委員会は農地の問題をこうして、審査するわけですから、せめてこの2筆の農地だけは、そしてまた意見書ではなくて、水利組合の同意書を貰ったりするべきじゃないんですかね、反対に水利組合の同意書。

あるいは里道,水路の里道の市の払い下げ等が発生してきますのでそういった 同意書,そこは重要計画だと思いますよ,農業委員会の判断する判断材料として は。

私はそこを言ってるんです。

この計画だけはぜひ整理させてもらいたいとは思ってるんですよ。

そこがないから今ちょっとひっかかってるだけで。

ちょっと難しいこと言って申し訳ないんですけど,そこが足りないんじゃないですか。

議長 ええと、どうしますかね。

みなさん、他に意見ございませんか。

ということは、ここでみなさんにおはかりするようなことはできないですかね、 今現状では。

- 7番(沖園委員)簡単なことだと思いますよ、この事業者は怠慢だと思いますよ。 貰ってきて今回かけとけば済むことだったんですよ。
- 議長 そういうことで、いろんな書類と、同意書とかそういうのを貰ってきて下さいとかいうほか、里道の関係、いろんな問題が出ますので、水路関係、出ますので、同意書とかそういうのはきてからということでよろしいでしょうかね。

保留で,審査しますか保留にしますか。

保留でよろしいでしょうか。

(質議なしと呼ぶものあり)

保留ということで、また当事者の方に言うと。

こっちの農業委員会での意見があったということでよろしいでしょうか。他にございませんか。

保留でよろしいですね。

日程第6号,農地法第5条許可申請の,整理番号40号については,報告のと

おり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

つづいて,農地法第5条許可申請の,整理番号41号については,保留とすることに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって, 議案第70号については, 整理番号40号については, 承認, また整理番号41号については, 保留とすることにすることで決定いたしました。

次に日程第7号,農用地利用集積計画の調整についてを,議題といたします。 それでは、まず議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第7号議案第71号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は31ページから32ページになります。

大字,字,地番,地目,面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 133 号 1 から 146 号の利用権設定を受ける者, 〇〇〇〇さん外 13 名, 利用権設定をするもの, 〇〇〇〇さん外 24 名で, 設定面積は, 田が 10 筆の 3, 644 ㎡, 畑が 28 筆の 34, 387 ㎡, 樹園地が 5 筆の 7, 235 ㎡で, 合計 43 筆の 45, 266 ㎡ でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を 満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第7号,農用地利用集積計画の調整のうち,利用権設定の,整理番号133号の1から146号については,原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます

よって、議案第71号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第71号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積 計画を定めるべき旨、12月20日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして, 本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので, 閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

左然 n 吐 nn 八眼人
午後3時00分閉会